

して考えれば、刑事罰を科されるべき重大な事故を引き起こしてしまったような場合には、自主的かつ速やかに警察署に報告するということが正しい途ではないだろうか。本作業部会としては、そのような対応を、公的な医療機関である国立大学病院にふさわしい倫理的な行動準則として掲げることを提案したい。

② 具体的にどのような事例を報告すべきか

- ・・・一応の判断の目安として以下を提案したい。
- ・ 以下の a かつ b の場合は警察署へ報告するものとする。ただし、a と b との間に明らかに因果関係がないと考えられる場合はこの限りではない。

a 過誤の存在が明白な場合

b 結果が重大な場合

- ・ 患者が死亡した場合
- ・ 患者に重大な障害を与えた場合

⑦ 日本外科学会等 13 学会声明「診療に関連した『異状死』について」（平成 13 年 4 月）

・・・医師法第 21 条は、医師が異状死体を検案した場合に 24 時間以内に所轄警察署へ届け出るべき義務を規定しているが、その趣旨は、犯罪捜査への協力にあり、これらの医療過誤事件についても、医師には届出義務があると考えられる。・・・

・・・われわれは、現実には医療現場で患者に接して診療する臨床医の立場から、診療行為に関連した「異状死」とは、あくまでも診療行為の合併症としては合理的な説明ができない「予期しない死亡、およびその疑いがあるもの」をいうのであり、診療行為の合併症として予期される死亡は「異状死」には含まれないことを、ここに確認する。特に、外科手術において予期される合併症に伴う患者死亡は、不可避の危険性について患者の同意を得て、患者の救命・治療のために手術を行う外科医本来の正当な業務の結果として生じるものであり、このような患者死亡が「異状死」に該当しないことは明らかである。われわれは、このことを強く主張するとともに、国民の理解を望むものである。・・・

⑧ 日本外科学会等 10 学会「診療行為に関連した患者の死亡・障害の報告について」（平成 14 年 7 月）

・・・医師法 21 条は、「医師は死体又は妊娠 4 月異状の死産児を検案して異状があると認めるときは、24 時間以内に所轄警察署に届けなければならない。」と規定している。しかし、診療行為に関連して患者が死亡したと思われるような事態